

令和7年8月から 負担限度額認定の制度が変わります

対象となる収入状況の額が、令和7年度(令和7年8月1日)から次のとおり変更となります。

利用者負担段階 第2段階と第3段階①における、対象となる収入状況の額に、一部変更がありました。

令和7年7月まで

利用者 負担段階	対象となる収入状況【※1】	預貯金等の資産要件 【※2】	居住費(滞在費) ※1日あたり				食費※1日あたり 【 】はショートステイ
			ユニット型 個室	ユニット型個 室的多床室	従来型 個室【※3】	多床室	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円 【300円】
第2段階	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
第3段階①		前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円超、 120万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【1,000円】
第3段階②		前年の合計所得金額 +年金収入額が120万円超	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 【1,300円】

【※1】「世帯」…世帯を分離している配偶者を含む。「年金収入額」…遺族年金などの非課税年金を含む。

【※2】第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず「単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下」となる。

【※3】従来型個室の()内は特養またはショートステイ(短期入所生活介護)

令和7年8月から

下の表中、赤字の額が変更となっています。

利用者 負担段階	対象となる収入状況【※1】	預貯金等の資産要件 【※2】	居住費(滞在費) ※1日あたり				食費※1日あたり 【 】はショートステイ
			ユニット型 個室	ユニット型個 室的多床室	従来型 個室【※3】	多床室	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円 【300円】
第2段階	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額 +年金収入額が80.9万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
第3段階①		前年の合計所得金額 +年金収入額が80.9万円超、 120万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【1,000円】
第3段階②		前年の合計所得金額 +年金収入額が120万円超	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 【1,300円】

【※1】「世帯」…世帯を分離している配偶者を含む。「年金収入額」…遺族年金などの非課税年金を含む。

【※2】第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず「単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下」となる。

【※3】従来型個室の()内は特養またはショートステイ(短期入所生活介護)